

高額療養費制度について

高額療養費制度は、同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、あとから申請して払い戻される制度です。

【高額療養費の自己負担限度額】

(平成 25 年 10 月現在)

<70 歳未満の方>

所得区分	1 か月あたりの自己負担限度額	
	過去 12 か月の高額該当 3 回まで	4 回目以降
上位所得者 (月収 53 万円以上)	$150,000 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 500,000 \text{ 円}) \times 1\%$	83,400 円
一般	$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$	44,400 円
低所得者 (住民税非課税)	35,400 円	24,600 円

<70 歳以上の方>

所得区分	外来	1 か月あたりの自己負担限度額	4 回目以降
現役並み所得者 (月収 28 万円以上)	44,400 円 (高齢受給者証)	$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$	44,400 円
一般	12,000 円 (高齢受給者証)	44,400 円	/
低所得者 II		24,600 円	
低所得者 I (年金年収 80 万円以下など)	8,000 円 (認定証)	15,000 円	

* 金額は 1 ヶ月当たりの限度額です。

* 70 歳以上の現役並み所得者で、過去 12 か月に 3 回以上高額療養費の支給を受けた場合、4 回目以降の自己負担は 44,400 円となります。

次の手続きにより病院の窓口負担が自己負担限度額までのご請求となります。

<70 歳未満の方>

●入院 ●外来

『限度額適用認定証』を病院玄関ホール 1 階 3 番窓口へ、入院された月の末日(退院される場合は退院日)までに掲示してください。

『限度額適用認定証』は健康保険証の発行機関(健康保険組合・共済組合・市町村役場など)に申請して交付を受けてください。

<70 歳以上の方>

●入院

『高齢受給者証』を掲示してください。

●外来

『高齢受給者証』または『限度適用認定証』を掲示してください。

所得により掲示するものは異なります。(上記表参照)

<限度額適用認定証を掲示しない場合>

一旦医療機関に請求金額をお支払いいただき、後日加入の健康保険証の発行期間で償還払いの手続きを行ってください。(ひと月の窓口負担が自己負担額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただきます。)